



平成29年度 長崎市提案型協働事業 募集要項



※提出にあたっての事前相談を7月6日（木）17：00までに行うこと

平成 29 年度説明会 & 平成 28 年度事業報告会を開催します！！

◆日時：平成 29 年 6 月 10 日（土）13：30～

◆場所：アマランス研修室 1・2 （長崎市魚の町 5-1）

※ 説明会の詳細については、別紙「説明会チラシ」をご参照ください。

【お問い合わせ】

長崎市企画財政部市民協働推進室

住 所：〒850-0022 長崎市馬町 21-1 市民活動センター「ランタナ」内

T E L：095-829-1125 F A X：095-829-2925

E-mail：shiminryoku@city.nagasaki.lg.jp

H P：http://lantana-nagasaki.jp/teian_kyoudou.html



※本事業は、平成 30 年度の予算成立を前提として、事業企画案の募集・審査を実施するものです。



目 次

1	事業の目的	p.1
2	事業の種別	p.1
3	募集する事業企画	p.1
4	想定される事業領域	p.2
5	提案資格	p.2
6	事業の実施期間	p.3
7	市負担経費の種別と対象経費	p.3
8	事業企画の提案にかかる書類の提出	p.4
9	スケジュール	p.5
10	審査項目及び採点基準	p.7
11	情報公開、個人情報の取り扱い	p.8
12	行政提案型テーマ一覧	p.9
13	過去の採択事業（参考）	p.10
14	Q & A	p.15

【別添】参考資料



1 事業の目的



この事業は、市民活動団体等（※）の発想を活かした事業企画を募集し、市民活動団体等と長崎市との協働で、地域の多様な課題の解決に取り組もうとするものです。

きめ細やかなサービスの提供により、市民満足度を高めること、また、協働というシステムを広く周知し、幅広い協働の実践につなげることを目的としています。

※市民活動団体等については、p.2の5提案資格を参照

2 事業の種別



募集する事業企画には、次の2種類があります。

市民提案型協働事業

市民活動団体等が
地域課題を提示し、
その課題を解決する事業企画を自ら
提案し、長崎市と協働して行う事業

行政提案型協働事業

長崎市が
地域課題を提示し、
その課題を解決する事業企画を
市民活動団体等が提案し、長崎市
と協働して行う事業



3 募集する事業企画



対象となる事業は、長崎市総合計画の趣旨に沿った事業で、次の全てに該当するものとします。

- 公益的、社会貢献的な事業であって、市民活動団体等と長崎市が協働して取り組むことにより、課題の解決が図られる事業
- 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- 協働の役割分担が明確かつ妥当で、市民活動団体等が実施できる事業
- 協働することで相乗効果が高まる事業
- 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- 予算の見積もり等が適正である事業

次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- 営利を目的としたもの
- 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- 施設等の建設及び整備を目的とするもの
- 政策立案のための調査等その他の政策の提案を目的とするもの
- 学術的な研究事業
- 事業実施を伴わない調査のみを目的とするもの
- 地区住民の交流行事等その他地区住民の親睦のみを目的とするもの
- 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から助成を受けているもの
- 既に市民と行政が協働して実施している事業に該当するもの
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- 公益を害するおそれのあるもの
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- その他、市長が適当でないと認めるもの

4 想定される事業領域



対象となる事業の領域として、次のような領域が挙げられます。

- 地域の実情にあった対応が必要な領域・・・高齢者介護、子育て支援に関する事業等
- 地域社会との密接な連携が必要な領域・・・子どもの安全、防犯、防災に関する事業等
- 広く市民の参加や実践を求める領域・・・健康に関する普及・啓発事業、リサイクル、地球温暖化防止に関する事業等
- 専門性が発揮される領域・・・・・・・・・・人権、DV 問題、児童虐待防止、障害者支援に関する事業等
- これまで行政が取り組んでいなかった先駆的な領域



Win-Win

5 提案資格



事業企画の提案は、長崎市内に事務所及び活動場所を有する市民活動団体（NPO 法人、ボランティアグループを含む）、公益法人、自治会等で次の要件をすべて満たすものを行うことができます。 ※本要項では、市民活動団体等とします。

- 市民活動団体は、長崎市市民活動センターに団体登録していること。
- 5人以上の者で組織されていること。
- 組織運営を定めた規約、会則等があること。

- 予算及び決算を適正に行っていること。
- NPO 法人は、直近の活動報告書及び収支決算書の提出が適正になされていること。
- 原則として、1年以上継続して活動していること。
- 団体及び事業の責任者が特定できること。
- 事業を的確に遂行できる能力を有すると認められること。
- 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体及びその利益となる事業を行っていることと認められる団体でないこと。

6 事業の実施期間



平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

※単年度を原則としますが、必要と認める場合は、中間点での継続審査を経て最長 2 カ年継続して実施できます。

7 市負担経費の種別と対象経費



長崎市が負担する事業経費の種別は、**委託料** 及び **補助金** とします。

種別	委託料	補助金
本市 負担額	1 団体 100 万円を限度。 ※ただし、市長が必要と認める場合は、200 万円まで増額できます。	
	対象経費の合計額から当該事業に係る収入の合計額を差し引いた額	対象経費の合計額から当該事業に係る収入の合計額を差し引いた額の 4 / 5 以内の額
補助制限	—	年度内において 1 団体 1 回限り
対象 経費	事業に直接要する次の経費 <ul style="list-style-type: none"> ■人件費（事業従事者等への報酬・賃金として支払うもの） ■報償費（外部の講師・専門家等への謝礼、調査・研究等にかかるもの） ■旅 費（外部講師の移動、現地調査等にかかる運賃・宿泊費等） ■需用費（文具等の消耗品費、燃料費、パンフレット・チラシ等の印刷製本費） ■役務費（通信運搬費、手数料、保険料等） ■使用料・賃借料（会場使用料、車両・器具等の賃借料） ■その他の経費（その他市長が認めるもの） 	



- ※ 補助金において、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ※ 委託事業とするか補助事業とするかについては、事業内容を考慮し、担当課との協議において決定します。
- ※ 補助事業として実施する際、事業実施により収入が生じた場合や残余金が発生した場合、対象経費と認められない支出があった場合には、精算後戻し入れを行っていただきます。

●対象とならない経費

以下は例示ですので、他にも認められない経費となる場合もあります。

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃、光熱水費、修繕費など
団体の経常的な活動に要する経費	人件費、謝礼、加入団体への負担金 会員への電話通信費、備品購入など
団体の構成員等による会合の飲食費	会議等の茶菓子代・飲食代など
その他	<ul style="list-style-type: none">・講師や指導者等に対しての手土産代やお菓子代等・商品券等の金券の購入代金や賞金・領収書等により用途を明確に証明することができない経費・社会通念上、適切でないと認められる経費

8 事業企画の提案にかかる書類の提出



事業企画の書類は、内容についてヒアリングを行いますので、

市民協働推進室までご持参ください。

なお、事前に担当課に問い合わせる必要がありますので、どのような事業企画を提案したいのかを、**7月6日(木) 17:00 まで**に市民協働推進室までご相談ください。

提出様式は、本市ホームページ「ながさき市民力ネット」



(http://lantana-nagasaki.jp/teian_kyoudou.html) からダウンロードできます。また、メール送信などもいたしますので、お気軽にご相談ください。

《提出書類》

- ① 長崎市提案型協働事業提案書（第1号様式）
- ② 長崎市提案型協働事業提案企画書（第2号様式）
- ③ 長崎市提案型協働事業収支予算書（第3号様式）
- ④ 団体の定款、規約、会則等
- ⑤ 役員、会員名簿
- ⑥ 前年度活動報告書
- ⑦ 前年度収支決算書
- ⑧ 長崎市市民活動センター団体登録証の写し
(市民活動団体のみ。公益法人・自治会等の場合は別に定める団体概要書を提出)
- ⑨ 団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）

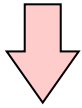
※1 複数団体の共同提案も可能ですが、その場合は、代表となる団体に提案していただきます。

※2 提出書類はお返しいたしませんので、必ずコピーを取っておいてください。



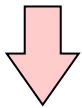
(1) 事前相談 【平成 29 年 7 月 6 日 (木) 17:00 まで】

提案したい事業企画について相談を受け、協働で行う事業として適当かどうか担当課へ確認を行います。事前相談を希望される場合は、企画の概要が分かるものを市民協働推進室にご提出ください。



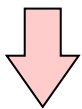
(2) 応募の受付 【平成 29 年 7 月 26 日 (水) 17:00 まで】

提出された書類をもとに、提案資格を満たしているか等についてヒアリングを行い、提出を受け付けます。



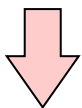
(3) 1次審査 【平成 29 年 8 月下旬】 場所・時間：未定

一般公開の審査会にて、市民活動団体等が事業企画のプレゼンテーションを行い、審査員が審査します。発表 10 分、質疑 10 分です。審査結果は文書にて通知します。



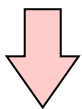
(4) 事業調整会議 【平成 29 年 8 月～10 月】

1 次審査を通過した事業企画は、長崎市（担当課）との協議・調整を行います。調整の結果、内容を変更した場合は、書類（第 1 号様式～第 3 号様式）を修正することとなります。



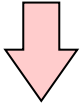
(5) 2次審査 【平成 29 年 10 月下旬】 場所・時間：未定

一般公開の審査会にて、市民活動団体等と長崎市（担当課）が合同でプレゼンテーションを行い、審査員が審査します。発表 10 分、質疑 15 分です。審査結果は文書にて通知します。採択された場合は、平成 30 年度実施事業として内定となります。



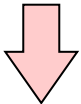
(6) 協働事業の実施決定 【平成 30 年 3 月末】

事業の実施については、市議会に提出される予算案の審議・議決を経て、正式に決定されます。



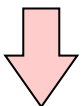
(7) 協定書締結 【平成 30 年 4 月】

事業開始前に市民活動団体等と長崎市（担当課）とで、それぞれの役割分担等を決めた協定書を締結します。



(8) 事業実施 【平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月】

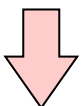
協定書に基づき事業を実施します。



(9) 事業中間報告・継続審査 【平成 30 年 10 月頃】

事業の中間点で一般公開の中間報告会を開催し、市民活動団体等と長崎市（担当課）が合同で事業の中間報告のプレゼンテーションを行い、審査員が事業実施についてのアドバイス・コメントを行います。

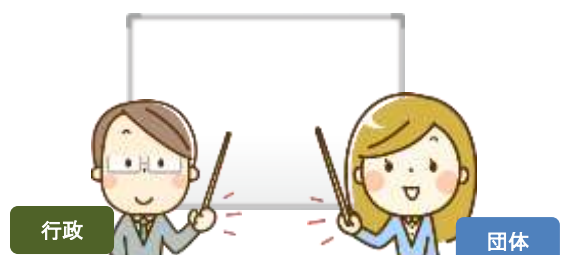
平成 31 年度も提案型協働事業として事業継続を希望する場合は、中間報告にかえて継続申請をしていただき、事業継続のプレゼンテーションを行い、審査員が審査します。審査結果は、文書にて通知します。



(10) 事業完了報告 【平成 31 年度】

事業完了後、報告書等の提出をしていただきます。（4月上旬）

また、一般公開の報告会（6月頃）で市民活動団体等と長崎市（担当課）が合同で事業報告のプレゼンテーションを行い、審査員が評価します。



10 審査項目及び採点基準



次の採点基準に基づき、得点率 70%以上の事業を採択とします。なお、評価基準は5段階評価（優れている～劣る）とします。（H29.5現在の基準であり、審査時までに変更される場合があります）

(1) 1次審査

審査項目	採点基準	配点
①目的の明確性	・課題解決のための事業目的が、明確に設定されているか。	5点
②課題の把握	<<市民提案型>> ・市民、地域、行政に共通している社会情勢や時代のニーズによる課題か。 ・課題を的確に把握しているか。また、その課題は客観的な数値データや事例に基づいた、長崎市の特性を踏まえたものか。 <<行政提案型>> ・長崎市が提案した課題に対する認識が妥当か。	5点
③協働の必要性	・課題解決のために協働という手法が必要とされているか。 ・手法は先進性等工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。	10点
④協働による相乗効果	・市民活動団体等と長崎市が協働することで相乗効果が期待できるか。	10点
⑤協働の役割分担	・市民活動団体等と長崎市との役割分担が明確かつ妥当なものか。また、行政のノウハウの活用など多様な役割が引き出されているか。	5点
⑥事業の企画力及び広域性、他地域への波及効果	・課題を効果的かつ効率的に解決する事業企画となっているか。 ・長崎市全域におよぶような広域性を持った事業か。または、地域的な活動であっても、今後市全域に広がる可能性を持った事業であるか。	10点
⑦事業の実施能力	・市民活動団体等が事業実施のための専門的な知識や経験を有しており、提案する事業を実施できるか。 ・これまでの活動実績が認められるか。	15点
⑧事業の計画性	・事業の実施に向け、実現可能な具体的スケジュールがあるか。	15点
⑨事業の継続性、発展性	・明確な将来のビジョンや目標を持ち、協働事業終了後も継続して取り組み、事業を発展させ実施する可能性が期待できるか。	15点
⑩事業への熱意	・プレゼンテーションにおいて、市民活動団体等の事業に対する熱意が認められるか。	10点
合計		100点

(2) 2次審査

審査項目	採点基準	配点
①事業の目的	・課題の把握が妥当であると認められ、その課題を解決するための事業目的が明確に設定されているか。	10点
②事業の実現性	・事業内容及びスケジュールが具体的であり、事業の実現性は高いか。	15点
③協働の役割分担	・市民活動団体等と長崎市双方の強み等が引き出される役割分担となっているか。また、対等な立場で協働して事業に取り組もうとする意識が見られるか。	5点
④協働による効果	・協働することで相乗効果や波及効果が期待できるか。	15点
⑤費用の妥当性	・予算の収支、積算根拠は妥当か。	5点
合計		50点

11 情報公開、個人情報の取り扱い



○事業企画の内容等の公開

提出された書類、審査結果及び事業の成果や評価結果は、原則として情報公開の対象とし、ホームページ等において公表します。

○個人情報の取り扱い

長崎市個人情報保護条例を遵守するものとし、協働事業で知り得た情報を他のものに漏らしてはいけません。

12 行政提案型テーマ一覧



長崎市が設定した次の課題を解決する事業企画を募集します。

<u>1 背景と課題</u>			
<u>2 これまでの市の取り組み</u>			
<u>3 市民活動団体等に期待する役割</u>			
<u>4 市ができる役割</u>			
市所管課			担当者：
	TEL 095-	FAX 095-	E-MAIL

13 過去の採択事業(参考)



(1) 平成 29 年度実施事業

種 別	市民提案型
提案団体	アスレティックトレーナー長崎県協議会
市担当課	健康教育課
事 業 名	アスレティックトレーナーによるこどもの体力向上事業
事業目的	小学生、中学生を対象とし、体力の基礎である柔軟性を中心に講習会や相談会などの取り組みを開始する。柔軟性向上をきっかけに成長期の身体に深く興味をもち、自立して健康管理をできるようになるために開催する。
事業内容	<p>小学校・中学校において講演会（20分）、ストレッチ実技（40分）、個別相談会（60分）を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実施校：小学校 3、中学校 3 校の予定にて実施校を決定する。 2. 実施回数：1 校 4 回×6 校 合計 24 回 3. 実働時間：2 時間（講習・相談会）+1 時間（データ集計） 4. 講習会受講前後にアンケート実施し、効果判定。
経費種別	補助金
事業費総額	600,000 円
本市負担額	480,000 円

(2) 平成 28 年度実施事業

種 別	市民提案型	行政提案型	市民提案型
提案団体	長崎町人町プロジェクト	ながさきダンカーズ倶楽部	(特非) 長崎ウェルネス スポーツ研究センター
市担当課	まちなか事業推進室	高齢者すこやか支援課	健康づくり課
事業名	長崎文化再生事業	長く元気で！応援事業	アクティブ世代のスポーツ ライフ支援事業
事業目的	長崎独特の町人文化を長崎 市が誇る文化としての認知 度を上げ、失われつつある 文化を再生することにより 観光推進や中心市街地の交 流人口の増加を図る。また、 町人文化を活かした商品・イ ベント・デザイン・建物・飲 食物等が創造され商業活性 に寄与する。	55 歳から 65 歳までの現 役世代を対象に、セカンドラ イフの手引書となるガイド ブックを作成し、出前セミナ ー、フェスタの開催を通し て、定年後「医療や介護を必 要としない元気で活躍する 生涯現役」を増やす。	50～65 歳をメインの対象 に、健康づくり・介護予防に 取り組む市民の選択肢の一 つとして、市民のニーズの高 い(ウォーキング)種目をベ ースとして、効果や話題性の ある種目としてノルディック ウォークを取り入れ、スポ ーツ種目の選択増を促すこ とによって、市民のスポーツ の習慣化を図る。
事業内容	①絶滅が危惧される長崎文 化紹介冊子の制作 B5 版カラー48 頁 3,000 部 ・町人文化の礎を築いた外国人と 背景 ・歳時記設えと伝統技術 ・歳時記風習 ・歳時記食文化 ・現在は行われなくなった催事/ 楽曲等 ②勉強会・情報交換会の開催 ③研究発表・長崎文化再生提 案シンポジウム	ガイドブックの活用と広報 ①現役世代のプラットホ ームづくり ②情報発信 ・ SNS の構築、運用 ・ 2016 年事業事例集を発行 ③企業、行政、公民館等でガ イドブックを活用した「出 前セミナー」の実施 ④活動体験会開催(ガイドブ ック紹介の実践者や団 体を現地に訪ね、活動を体験 する) ⑤事業を PR するフェスタの 開催	①ノルディックウォーク普 及啓発教室・イベント ・教室の開催(2 教室) (1)基本(2)コース歩行 ・イベントでのノルディック ウォーク体験 ②ノルディックウォークク ラブ ・支援教室(クラブ)を開催 する。習慣者を増やす環 境・仕組みを整備する。 ③ノルディックウォークイ ベント
経費種別	補助金	委託料	委託料
事業費総額	1,360,000 円	1,480,000 円	957,700 円
本市負担額	1,000,000 円	1,480,000 円	667,700 円 ※事業収入 290,000 円

(3) 平成 27 年実施事業

種 別	行政提案型	市民提案型
提案団体	ながさきダンカーズ倶楽部	(特非) 長崎ウェルネス スポーツ研究センター
市担当課	高齢者すこやか支援課	健康づくり課
事業名	長く元気で！応援事業	アクティブ世代のスポーツライフ支援事業
事業目的	55 歳から 65 歳までの現役世代を対象に、セカンドライフの手引書となるガイドブックを作成し、出前セミナー、フェスタの開催を通して、定年後「医療や介護を必要としない元気で活躍する生涯現役」を増やす。	50～65 歳をメインの対象に、健康づくり・介護予防に取り組む市民の選択肢の一つとして、市民のニーズの高い（ウォーキング）種目をベースとして、効果や話題性のある種目としてノルディックウォークを取り入れ、スポーツ種目の選択増を促すことによって、市民のスポーツの習慣化を図る。
事業内容	<p>①事業取組の前段として、企業・行政の総務課へ「定年セミナーの現状」「定年後に関心が高い項目」等についてヒアリングする。</p> <p>②ガイドブックを作成</p> <p>③企業、行政を対象に、ガイドブックを活用した「出前セミナー」を実施</p> <p>④市民を対象にガイドブック発行&事業をPRするフェスタを開催</p>	<p>生活習慣病予防を目的とした全身的な有酸素運動として、人気のある野外体験型スポーツやファッション性など、スマートなイメージで、興味をもってもらいやすく、習慣化につながるノルディックウォーク教室を、テーマ別に開催して、スポーツの楽しさ、継続するノウハウを市民に提供する。</p> <p>①ノルディック de お手軽ウォーク ・1クール（①基礎編②応用編）×2教室 ・高島イベントウォーク（2クール目は山歩き）</p> <p>②ノルディックウォーキング教室 ・年間3回の教室を地域を変えて開催する。 （1教室3回シリーズ）</p> <p>※上記の教室を開催するにあたり、関係団体等から選出された委員で専門部会を組織して企画・運営に関する意見交換や情報交換をする。</p>
経費種別	委託料	委託料
事業費総額	1,820,000 円	704,000 円
本市負担額	1,820,000 円	704,000 円

(4) 平成 26 年度実施事業

(5) 平成 25 年度実施事業

種 別	市民提案型	市民提案型	行政提案型
提案団体	長崎史談会	トムテのおもちゃ箱	財団法人 ながさき地域政策研究所
市担当課	観光政策課	子育て支援課	健康づくり課
事業名	まちなか魅力新発見事業	地域のおもちゃ箱発掘事業	慢性腎臓病（CKD） 予防普及啓発事業
事業目的	まちなかの近世以降の歴史文化風俗等の事実を掘り起し、冊子として記録発行することで、住民にまちの新たな魅力について知ってもらい、まちへの愛着を深め、活性化につなげる。 掘り起こした事実を目的に応じて活用することで、おもてなし観光へのツールとする。	子育てサークルを運営するために必要な具体的なノウハウを習得する講座を開催し、自ら子育てサークルを運営するような保護者を育成する。	市民（主に 20～50 歳代の働く世代）を対象とした、新たな CKD 予防啓発ツールを開発し、CKD の危険性を市民に広く周知することで 健診の受診を促し、早期発見・治療を推進する。
事業内容	①文献資料調査 ②聞き取り調査 ③調査で得たデータを記録に残す ④重要なものについては、冊子として発行 【規格】 A5 版 120 ページ程度	①おもちゃひろばの開催 【対象】親子 40 組、90 名 【場所】木鉢公民館 ②連続講座の開催 サークル運営の具体的なノウハウの提供。サークル運営の実習等。（全 6 回） ③新たな子育てサークルのサポート 報告交流会を開催（月 1 回） 各サークルへの視察を実施（各団体 2 回）	①啓発ツールの開発及び制作 ②市民との意見交換会の開催 ③イベントにおける啓発ツールを使った周知啓発
経費種別	補助金	補助金	委託料
事業費総額	800,000 円	665,000 円	1,944,000 円
本市負担額	640,000 円	528,000 円	1,944,000 円

種 別	市民提案型	市民提案型	市民提案型
提案団体	現川川をきれいにしよう会	NPO 法人 市民後見人の会・ながさき	長崎史談会
市担当課	農林整備課	高齢者すこやか支援課	観光政策課
事業名	現川町地域の活性化に向けた美化推進事業	市民後見人候補者養成および成年後見制度普及事業	まちなか魅力新発見事業
事業目的	地域の団体が既設の林道沿いの除草、不法投棄ゴミの定期的な清掃活動をすることで、きれいな町づくりを進め、地域活性化につなげていく。 1 地区をモデル地区として選定し、全市的に進めていくためのきっかけづくりとする。	成年後見制度に関心のある市民が、地域住民として日頃から認知症高齢者等への見守りを行い、成年後見制度が必要な方を早期に発見し、制度利用に結びつけるなど制度普及の推進はもとより、市民後見人としての候補者を育成する。	まちなかの近世以降の歴史文化風俗等の事実を掘り起し、冊子として記録発行することで、住民にまちの新たな魅力について知ってもらい、まちへの愛着を深め、活性化につなげる。 掘り起こした事実を目的に応じて活用することで、おもてなし観光へのツールとする。
事業内容	林道沿いの草刈と不法投棄されたごみの収集を年3回実施する。 【実施月】4月、7月、11月	①養成講座のカリキュラム検討会 関係機関による検討会議 【回数】3回 ②成年後見制度講演会 【講師】学識経験者 【対象】200人 ③候補者の養成講座 【内容】基礎研修、実践研修 【対象】30名	①文献資料調査 ②聞き取り調査 ③調査で得たデータを記録に残す ④重要なものについては、冊子として発行 【規格】 A5版120ページ程度
経費種別	委託料	補助金	補助金
事業費総額	406,000円	980,000円	1,000,000円
本市負担額	406,000円	784,000円	800,000円



(1) 種別について



Q 1	市民提案型と行政提案型の違いは？
A 1	<p>解決すべき地域課題を提示する主体が誰かの違いになります。</p> <p>市民提案型は、<u>市民活動団体等が地域課題を提示して</u>、その課題を解決する事業企画を自ら提案するもので、</p> <p>行政提案型は、<u>長崎市が地域課題を提示して</u>、その課題を解決する事業企画を市民活動団体等が提示するものです。</p> <p>なお、行政提案型については、事業説明会の際に担当課が各テーマについて説明を行います。</p>

(2) 対象事業・対象外事業について



Q 2	公益的な事業とはどのようなものですか？
A 2	<p>社会一般の利益（いわゆる「公益」）に資する事業を、非営利目的で行うものです。よって、その事業効果は、広く市民に波及することになります。</p>

Q 3	限定した地域を対象とした事業は提案できないですか？
A 3	<p>将来的に他地域にも広がる可能性の高い、手本となり得る事業であれば、モデルケースとして限定した地域での事業でも対象となります。</p>

Q 4	対象外事業のうち「国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成を受けているもの」とは、どのような内容ですか？
A 4	<p>提案する事業企画の収入として、国や他の地方公共団体等からの補助金・委託料・負担金等の収入がある事業のことです。</p> <p>同一の事業に対し、公費の二重支出を防ぐため、対象外とします。</p>

Q 5	民間から助成を受けているものについて提案することができますか？
A 5	<p>民間からの助成を受けているものについては、民間助成の規定に制約がなければ提案することができます。</p>

Q 6	提案後、事業の内容を変更することができますか？
A 6	<p>1次審査通過後、担当課との事業調整の中で事業内容を変更することとなった場合は変更していただきます。</p>

(3) 応募資格について



Q 7	1 団体で複数の提案はできますか？
A 7	原則、1 団体 1 提案とします。

Q 8	複数団体での共同提案はできますか？
A 8	複数団体での共同提案も可能ですが、その場合は代表となる団体に提案していただきます。

Q 9	個人での提案はできますか？
A 9	個人での提案は対象外とします。

(4) 本市負担経費と対象経費について




Q 10	委託と補助の違いは？また、どのように決定されるのですか？
A 10	<p>委託事業とは、長崎市が実施すべきものについて、長崎市にその専門性がない場合や、長崎市が実施するより効率的・効果的にできるものを市民活動団体等に委託するものです。</p> <p>補助事業とは、長崎市では対応しにくい先駆的な事業などについて、市民活動団体等と長崎市との双方の目的達成のために事業を実施する場合で、その事業が公益的な事業として認められる場合、その支援として補助金を支出するものです。</p> <p>どちらになるかは、担当課との協議の中で決定します。</p>

Q 11	人件費の積算については？
A 11	<p>人件費については、時間単価等の積算根拠を提示していただきますが、長崎市の規定による額との整合性から調整させていただく場合があります。</p> <p>なお、専門性が高い場合等、個々のケースにより積算根拠が異なることも当然想定されますが、「社会通念上適正な金額であるか」または「事業全体における他費目とのバランス」等を考慮し、最終的には事務局・審査会による協議・調整を経て決定いたします。</p> <p>※本制度においては、市民の主体性に基づく公益的な事業が求められています。また、本市負担額には上限があり、永続的に支援を得られる制度ではありません。これらの前提を踏まえた上で、実用かつ有効な事業計画を立てていただくことをお願いいたします。</p>

Q12	事業収入があってもいいですか？
A12	補助事業においては、事業収入があっても構いません。 ただし、収入については、事業経費に充当していただくことが前提となります。


Q13	長崎市の負担経費の支払いは、いつ頃になりますか？
A13	基本的に事業の開始前に、本市が負担する経費の3/4を概算払いで支払い、事業終了後の精算時に残額を支払います。

(5) 審査会について 

Q14	審査はどのような形で行われますか？
A14	審査は市民活動団体等のみで臨んでいただく1次審査と、1次審査を通過された市民活動団体等と長崎市（担当課）との合同で臨む2次審査があります。 どちらの審査も一般公開のプレゼンテーション審査会となっており、当日の様子や提出書類については、ホームページ等において公開します。

Q15	審査会のメンバーは？
A15	審査会のメンバーは、市民活動・協働に関する知識・経験があるもの4名、市民活動・協働に関する学識を有するもの2名の計6名で構成されています。

Q16	審査会（1次・2次）に都合が悪くて出席できない場合はどうなりますか？
A16	審査会（1次・2次）に出席できない場合は辞退として取り扱います。 また、当日の集合時間に遅刻した場合も、やむを得ないと判断できる理由がない限り、辞退として取り扱います。

(6) 協働について 

Q17	協働とはどういう意味ですか？
A17	協働とは、双方が対等なパートナーとして、相互に連携・分担し業務を遂行するものであり、一方が主導し他方が従属するような関係ではありません。 市民活動団体等と長崎市（担当課）がお互いのことを理解・尊重し、対等な立場に立って、目的・目標を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で実施するものです。

Q18	協働による相乗効果とはどのようなことですか？
A18	<p>市民活動団体等と長崎市がお互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより、それぞれ単独で事業を行うよりも質の高い、きめ細やかなサービスを提供することが可能となることです。</p> <p>協働することで、市民活動団体等にとっては、ミッション（使命）のより具体的な実現、社会的信用の向上、活動基盤の強化等、長崎市にとっては、多様な市民ニーズへの対応、効率的な施策の展開、行財政システムのスリム化、市民にとっては、きめ細かなサービスの享受、市民参加の促進等につながり、3者がいわゆる win-win-win の関係になります。</p>

Q19	長崎市と市民活動団体ですべて平等に役割（仕事を）を担うことになりませんか？
A19	<p>役割分担については、すべて平等に役割を担うわけではなく、効果を高めるために、お互いが持つ“強み”を生かして役割を担っていくことになります。</p>

Q20	長崎市の役割分担としては、どのようなことが考えられますか？
A20	<p>経費負担だけでなく、場所の提供、広報紙などでの PR、情報提供、関係機関との連絡調整など、多様な役割が考えられます。</p> <p>協働する相手・事業の内容によって、団体が担う役割や長崎市が担う役割が異なるため、事業を具体化していくなかで調整を図っていくことになります。</p> <p>※事業として採択された場合は、市民活動団体等と長崎市（担当課）の役割分担等を明記した協定書を作成していただきます。</p>

【別添】 参考資料



- 伝わりやすい申請書をつくるためのチェックシート
- 長崎市提案型協働事業提案書（第1号様式）記入例
- 長崎市提案型協働事業提案企画書（第2号様式）記入例
- 長崎市提案型協働事業収支予算書（第3号様式）記入例

◆◇ 伝わりやすい申請書をつくるためのチェックシート ◇◇

どんなに素晴らしい活動でも、うまく伝えなければその素晴らしさは伝わりません。活動の素晴らしさを伝える際の文章は長文である必要はありません。要点を押さえ、簡潔な文章のほうが伝わります。

申請書を提出する前にチェックシートを使って、伝わりやすい申請書を作成しましょう。

申請書の書き方などで分からないこと、迷うこと、悩むことがあったら書類を提出する前に市民協働推進室へ問い合わせてみましょう。



◎提出する前にもう一度チェック！

	チェック内容	チェック
1	必要な提出書類は全てそろっていますか？	<input type="checkbox"/>
2	申請する事業は、募集の内容と合致していますか？ ⇒ よく分からない、悩んでいる場合は担当者へ問い合わせてみましょう！	<input type="checkbox"/>
3	仲間だけが分かる言葉（専門用語等）を使っていませんか？ ⇒ 第三者の目でチェックしてもらいましょう！	<input type="checkbox"/>
4	6W3Hが明確に記載されていますか？ ⇒ When（いつ？）、Who（誰が？）、Where（場所は？）、What（何を？）、Whom（対象は？）Why（なぜ？）、How to（どのような方法で？）、How much（いくらで？）、How many（どれだけに？）	<input type="checkbox"/>
5	審査基準に沿って申請書の作成がされていますか？	<input type="checkbox"/>
	①事業の必要性…事業に対するニーズが高く事業目的が明確であるか ⇒ 申請しようとする事業は社会的意義のある活動、課題であるか。ニーズは明確か。「困っている人が多い」というような抽象的、情緒的な記述になっていないか。	<input type="checkbox"/>
	②事業の具体性、実現性…事業の内容が十分に具体的なもので、実施主体の活動実績、事業内容、事業期間等から実現可能か ⇒ 「実施手法や、実施体制および予算の面から、事業の実現性が高いか」「目的は明確で、計画は具体的か」「スケジュールは明確か」。	<input type="checkbox"/>
	③事業の継続性、発展性…事業終了後も継続、発展が期待されるか ⇒ 「一過性のものではなく、継続して行われ、助成終了後も発展が期待できるか」「事業を通じて育成された人材がその後も活躍できるか」。	<input type="checkbox"/>

記入例

第1号様式（第8条関係）

整理番号

長崎市提案型協働事業提案書

平成 年 月 日

長崎市長様

所在地	〒850-0022 長崎市馬町21番地1
団体名	NPO 法人ランタナ
代表者名	協働 太郎

長崎市との協働により課題解決を図るため、次のとおり平成29年度協働事業の提案をします。

提案事業	※該当する方をチェック (☑) ※この内容等がわかる短くてわかりやすい事業名を記載					
<input checked="" type="checkbox"/>	市民提案型協働事業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">行政の担当課</td> <td>市民協働推進室</td> <td style="font-size: small;">※わからない場合は市民協働推進室へ問合せを</td> </tr> </table>		行政の担当課	市民協働推進室	※わからない場合は市民協働推進室へ問合せを
行政の担当課	市民協働推進室			※わからない場合は市民協働推進室へ問合せを		
<input type="checkbox"/>	行政提案型協働事業					
	行政からの提案課題	※行政提案型テーマ一覧を参照し、テーマを記載				
	行政の担当課	※行政提案型テーマ一覧を参照し、担当課を記載				
事業費総額	866,000円 ※「事業収支予算書（第3号様式）」の事業費総額を記載					
	【事業提案年度】 平成29年度 【事業実施期間】 平成30年4月1日～平成31年3月31日 ※ 事業期間は単年度です。※当該会計年度4月1日～翌年3月31日					

【添付書類】 提出にあたっては、次の書類を必ず添付してください。

- | | |
|------------------|--|
| ① 事業提案企画書（第2号様式） | ⑥ 前年度収支決算書 |
| ② 事業収支予算書（第3号様式） | ⑦ 団体登録証の写し |
| ③ 団体の定款、規約、会則等 | ※ 前年度活動報告書及び前年度収支決算書については、特に様式はありませんので、既存のものでかまいません。 |
| ④ 役員、会員名簿 | |
| ⑤ 前年度活動報告書 | |

※「団体名」「提案事業の名称」「目的」等は、ホームページ等により公表します。
また、提出された書類等については、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。

事業総括責任者の連絡先

住 所	〒850-0022 長崎市馬町21番地1		
氏 名	協働 太郎		
T E L	095-829-1125	F A X	095-829-2925
携帯電話	090-.....	E-MAIL	lantana@.....

記入例

第2号様式（第8条関係）

長崎市提案型協働事業提案企画書

団 体 名	NPO 法人ランタナ
提案事業の名称	〇〇〇事業 ※提案する協働事業の目的や内容が的確に理解できる名称を記載
提案事業の目的	<p>※この事業を提案する目的、この事業と団体のミッション（使命）との関連について具体的に記載</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>企画書は3枚までに収めてください。</p> </div>
課 題 の 緊急性・重要性	<p>※どのような地域課題や社会的課題を解決しようとしているのか具体的に記載。また、どのような市民ニーズがあるのかについて、具体的な数値や日頃の活動で耳にする「市民の声」などを記載</p>
協働の必要性	<p>※課題解決のために、なぜ本市との協働が必要なのかを記載</p>
協働による 相乗効果	<p>※単独で行うことに比べ、本市と協働することにより、市民にとってどのような効果が期待できるのか、また、提案団体や本市にとって、どのようなメリットがあるのかを記載</p>
協働の役割分担	<p>1 提案団体が果たそうとする役割</p> <p>※提案団体が果たそうとする役割を具体的に記載</p> <p>2 本市に期待する役割</p> <p>※情報提供、活動の場の提供、広報・PR、関係機関との連絡調整など、本市に期待する役割を具体的に記載</p>

<p>提案事業の内容</p>	<p>1 ●●事業</p> <p>目標</p> <p>成果</p> <p>内容</p> <p>実施日程</p> <p>参加予定数</p> <p>実施場所</p> <p>予算額</p> <p>2 ▲▲事業</p> <p>※取り組みもうとする個々の事業ごとに、それぞれの事業の目標・成果・実施期間・参加予定者・実施場所・予算などについてわかりやすく記載</p>															
<p>提案事業の実施体制</p>	<p>1 総括責任者 協働 太郎</p> <p>2 個別事業責任者</p> <p>●●事業責任者 ○○○○（専従者 人、ボランティア 人）</p> <p>▲▲事業責任者 ○○○○（専従者 人、ボランティア 人）</p> <p>3 事業実施にあたっての専門性やノウハウ</p> <p>平成●年から活動を実施しており、これまで通算で●回の開催実績がある。また、メンバーのうち、●名が有資格者である。</p> <p>※事業実施にあたっての総括責任者及び個々の事業の責任者を記載。また、これまでの活動経験によるノウハウの蓄積や有資格者、専門家の指名や専門知識、技術を有する点などを記載</p>															
<p>事業スケジュール</p>	<table border="1" data-bbox="368 1406 1366 1608"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1四半期 4～6月</th> <th>第2四半期 7～9月</th> <th>第3四半期 10～12月</th> <th>第4四半期 1～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●●事業</td> <td>準備</td> <td>第1回開催</td> <td>第2回開催</td> <td>第3回開催</td> </tr> <tr> <td>▲▲事業</td> <td>準備・調整</td> <td>準備・調整</td> <td>広報・PR</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※個々の事業スケジュールについて、四半期程度ごとに進捗状況がわかるような行程表を記載（縦の表でも、横の表でも、別表でも可。また表形式でなくても構わない）</p>		第1四半期 4～6月	第2四半期 7～9月	第3四半期 10～12月	第4四半期 1～3月	●●事業	準備	第1回開催	第2回開催	第3回開催	▲▲事業	準備・調整	準備・調整	広報・PR	実施
	第1四半期 4～6月	第2四半期 7～9月	第3四半期 10～12月	第4四半期 1～3月												
●●事業	準備	第1回開催	第2回開催	第3回開催												
▲▲事業	準備・調整	準備・調整	広報・PR	実施												
<p>事業の展望及び今後の活動展開</p>	<p>※協働事業終了後、提案事業をどのように展開していくのか、また、団体の活動をどのように展開していくのかなど中・長期的な目標を記載</p>															

記入例

長崎市提案型協働事業収支予算書

団 体 名	NPO 法人ランタナ	
提案事業の名称	〇〇〇事業 ※「提案企画書（第2号様式）」と同様の名称を記載	

（収入）

費目	金額（円）	
長崎市負担経費	796,000	
自主財源	70,000	会費収入を充当：70,000円
その他の収入	0	
当該事業にかかる収入	0	
合 計	866,000	

担当課との協議により、委託から補助へと変更となった場合は、長崎市負担経費が、対象経費の4/5となりますので、後日、差替をご提出いただきます。

※内訳については、積算の根拠を明確に記載してください。

（支出）

費目	金額（円）	内訳（積算根拠）
人 件 費	476,000	運営スタッフ@700円×5人×4H×30日 当日スタッフ@700円×10人×4H×2回 ※@700円/Hは、当団体が定める単価
報 償 費	20,000	外部講師報償費（講師謝礼） @10,000円×2回
旅 費	80,000	外部講師旅費（実費弁償）：東京～長崎1泊2日 @40,000円×2回
需 用 費	120,000	印刷製本費（チラシ） @50円×2,000部 消耗品費（カラーペン他一式） 20,000円
役 務 費	50,000	切手・ハガキ代 50,000円
使用料・賃借料	50,000	講演会会場借上料 @20,000円×2回 講演会会場附属設備使用料 @5,000円×2回
その他の経費	0	
対象経費合計	796,000	
対象外経費	70,000	備品 60,000円 スタッフ弁当代 @500円×20人
事業費総額	866,000	